

BA.5 対策強化宣言終了後の町の対応について

埼玉県における BA.5 対策強化宣言は令和4年9月30日(金)をもって終了となります。10月1日(土)以降は、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくための埼玉県からの協力依頼にもとづき、町の対応としては以下のとおりとします。

期 間 令和4年10月1日(土) から当面の間

内 容 1. 感染に不安を感じる場合

- ・感染に不安を感じる無症状者については、ワクチン接種済者を含め、検査を受けてください。

2. 陽性者登録及び健康観察のお願い

- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と診断された場合は、「陽性者登録窓口」に登録をお願いします。なお、以下の①～④の方は医療機関で登録を行いますので、登録は不要です。

陽性と診断されたすべての方は、感染者情報自己登録システム「My HER-SYS (マイハーシス)」により健康状態の報告をお願いします。

①受診した日に満65歳以上の方

②入院を要すると医師が判断した方

③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の服用が必要あるいは感染により新たに酸素投与が必要、と医師が判断した方

④妊娠している方

3. 療養期間終了後の感染予防行動の徹底

- ・新型コロナウイルス感染症有症状者は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除が可能とされましたが、10日間(無症状者は7日間)が経過するまでは、感染リスクが残存することから、高齢者等ハイリスク者との接触を避け、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※引き続き、基本的な感染防止対策(マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等)の徹底をお願いします。

※2, 3については、9月26日(月)から実施します。